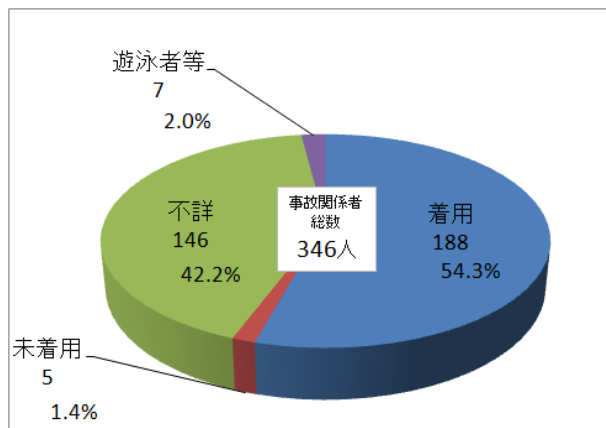


4. 再発防止に向けて

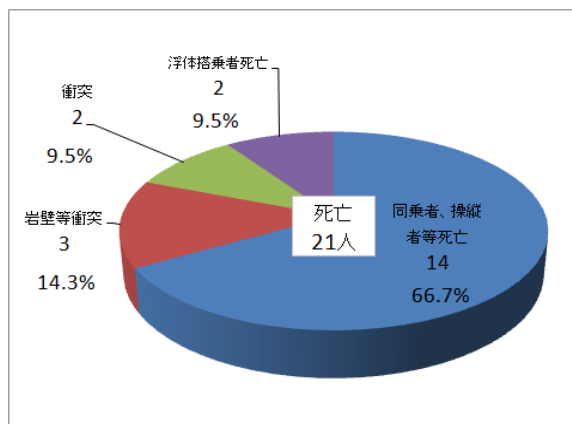
国土交通大臣に対する意見

当委員会は、事故調査等の結果を踏まえ、水上オートバイによる船舶事故の発生を防止するため、国土交通大臣に対し、運輸安全委員会設置法第28条に基づき、下記のとおり意見を述べました。

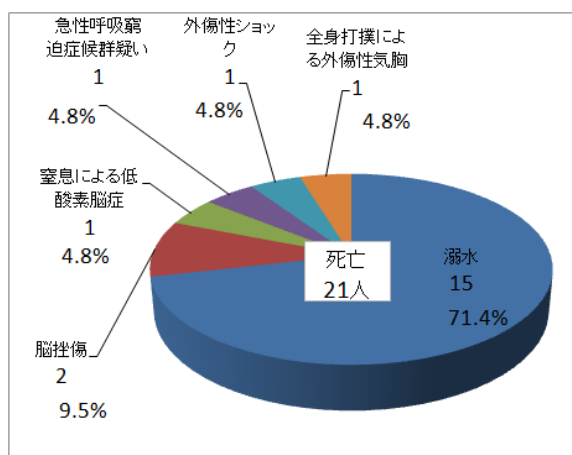
なお、本提言における発生状況は、平成20年10月から平成24年3月末までに公表された船舶事故等調査報告書を基準としており、本号における集計方法による数値と異なっています。(下図参照)



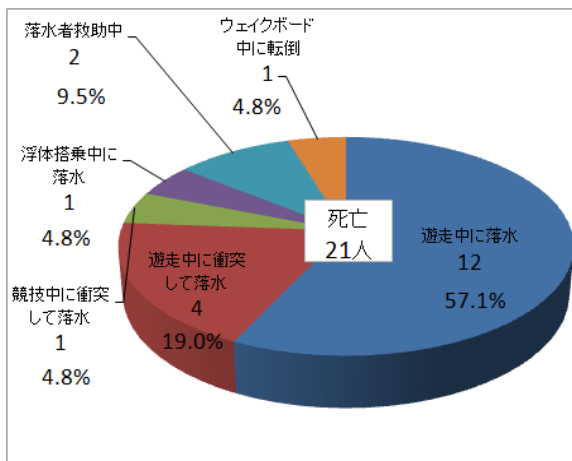
死傷等状況（水上オートバイ）



事故種類別死者数（水上オートバイ）



死因状況（水上オートバイ）



落水状況（水上オートバイ）

意見

国土交通大臣は、以下の水上オートバイによる船舶事故（以下「水上オートバイ事故」という。）の発生状況を踏まえ、船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下「小型船舶操縦者法」という。）等の海上法規の遵守について、水上オートバイ事故の発生状況を含め、改めて関係団体への周知及び指導を行うなど、引き続き小型船舶操縦者等に対する周知啓蒙及び安全指導に努めるべきである。

- ① 水上オートバイ事故は、126件175隻発生しており、21人が死亡し、142人が負傷している。
- ② 水上オートバイ事故は、衝突事故が65件と最も多く、次いで死傷等事故が54件となっており、これらの事故で事故全体の約9割以上（約94.4%）を占めている。
- ③ 水上オートバイ事故のうち17件20隻は、操縦者が無免許で水上オートバイを操縦して事故に至っており、4人が死亡し、9人が骨折などの重傷を負っている。
- ④ 水上オートバイ事故のうち8件9隻は、酒酔い操縦の禁止、小型船舶操縦免許受有者の自己操縦義務などの小型船舶操縦者法に規定される小型船舶操縦者が守らなければならない事項（遵守事項）に違反しており、2人が死亡し、12人が負傷している。
- ⑤ 水上オートバイ事故のうち6件6隻は、海水浴場などで遊泳中の遊泳者に気付かず、水上オートバイが遊泳者に接触し、遊泳者を負傷させるなどした事故（うち2件2隻は無免許の操縦者による事故）であり、遊泳者等7人が負傷している。
- ⑥ 水上オートバイ事故のうち22件22隻は、ゴムボート等の浮体を水上オートバイでえい航して遊走中、浮体搭乗者等が死亡又は骨折など重傷を負った事故であり、浮体搭乗者等2人が死亡し、11人が骨折などの重傷を負っている。

なお、水上オートバイ事故の発生状況は、平成20年10月から平成24年3月末までに公表された船舶事故等調査報告書による。

本提言については当委員会ホームページで公表しております。(2012年3月30日公表)

<http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/ship-houkoku.html>